

## 締約国会議において決定された事項

### 1. 第5回締約国会議において決定された事項

#### ○附属書Aへの追加

| 物質名  | 主な用途 | 決定された主な規制内容   |
|--|------|---|
| エンドスルファン<br>[CAS No. : 115-29-7]<br>及びその異性体 [CAS<br>No. : 959-98-8 及び<br>33213-65-9] | 農薬   | ・ 製造・使用等の禁止<br>(以下の用途を除外する規定あり)<br>- 特定作物-害虫への農薬用の製造と使用 |

### 2. 第6回締約国会議において決定された事項

#### ○附属書Aへの追加

| 物質名  | 主な用途 | 決定された主な規制内容  |
|--|------|--|
| ヘキサブロモシクロ<br>ドデカン [CAS No. :<br>25637-99-4]、<br>1, 2, 5, 6, 9, 10-ヘキサ<br>ブロモシクロドデカ<br>ン [CAS No. :<br>3194-55-6] 及びその<br>主な異性体； $\alpha$ -ヘキ<br>サブロモシクロドデ<br>カン [CAS No. :<br>134237-50-6]； $\beta$ -ヘ<br>キサブロモシクロド<br>デカン [CAS No. :<br>134237-51-7]；及び<br>$\gamma$ -ヘキサブロモシク<br>ロドデカン [CAS No. :<br>134237-52-8] | 難燃剤  | ・ 製造・使用等の禁止<br>(以下の用途を除外する規定あり)<br>- 建築用のビーズ法発泡ポリスチレン及び押<br>出発泡ポリスチレン用の製造と使用 |

(注意) 上記の表中の情報は省略・簡略化しているため、規制内容の詳細については、条約事務局のホームページ (<http://www.pops.int/>) から会議文書等を御確認いただきたい。